

一 般 競 争 入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札をおこないますので、長野県住宅供給公社の契約に関する要綱第5条の規定により公告します。

令和7年7月29日

長野県住宅供給公社
理事長 新田 恭士

記

1 工事の概要及び発注担当部（所）

- (1) 工事（業務）名 令和7年度 松本市営住宅 浅間南団地ほか受水槽等清掃点検業務
- (2) 工事（業務）箇所 松本市
- (3) 工事（業務）内容 受水槽・高置水槽の清掃を行うとともに、正常な作動及び機能を確保するように点検を行う。
- (4) 工事（委託）期間 90 日
- (5) 発注担当部（所） 長野県住宅供給公社 事業部 建築課
電話 026-227-4322

2 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たしている者で、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）の資格の確認を受けられる者であること。

（１）参加資格要件

①	地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。	
②	松本市の製造の請負、物件の供給入札参加資格を有する者であること。	
③	松本市の製造の請負、物件の供給入札参加資格の規定による指名停止措置を受けていないこと。	
④	長野県の登録業種「建築物飲料水貯水槽清掃業」を有する者であること。	
⑤	営業品目区分	「その他の業務」のうち「清掃（許認可あり）」
⑥	資格総合数値	－
⑦	同種工事(業務)の実績又は専門性の有無に関する要件	受水槽清掃の施工実績を有していること。
⑧	営業所の所在地に関する要件	松本市内に本店又は営業所を有する者であること。
⑨	その他	

3 競争参加資格等の確認手続き

（１）本競争入札の参加希望者は、（３）に掲げる期間に一般競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等という。」）を期限までに提出し、公社の一般競争参加資格等の確認を受けなければならない。

（２）申請等の提出は次のとおりとする。

ア 申請書等

1. 一般競争参加資格等確認申請書（様式１）
2. 施工実績（令和５年度、６年度）（様式２）
元請又は下請、共同企業体の実績として記載した工事の契約書、（共同企業体の場合は協定書の写しも含む）又は既に契約書を処分したものについては、実績を有することを証するその他の書類の写しを添付すること。
3. 配置予定技術者の資格・経験（様式３）
4. 競争入札参加資格審査申請書の写し、入札参加資格確認通知書の写し
5. 一般競争入札公告２（１）④に該当する登録証明書の写し
6. 建築物環境衛生管理技術者免状の写し若しくは貯水槽清掃作業監督者講習会の終了証書の写し
7. 郵便封筒（確認結果通知返送用）
あて先を記入し、返送用切手を貼付すること。

イ 申請書等は持参又は郵送により受付ける。

ウ 提出部数は、正本１部とする。

(3) 申請書等の受付は、次のとおりとする。

なお、申請書等の記載内容についてのヒヤリングは行わない。

ア 受付日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く次の期間とする。

受付期間 令和7年8月5日 から 令和7年8月8日 まで

受付時間 午前9時から午後4時まで

イ 受付場所は次による。

窓口受付 長野県住宅供給公社 事業部 建築課 電話 026-227-4322

長野県住宅供給公社 松本事務所 電話 0263-47-0240

郵送受付（受付期間内必着）

380-0836

長野市大字南長野南県町 1003-1

長野県住宅供給公社 事業部 建築課

(4) その他

ア 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、提出者に無断で一般競争入札参加資格等の確認以外の目的に使用しない。

ウ 提出された申請書等は返却しないものとする。

エ 申請に関する問合せ先は、発注担当部（所）とする。

4 確認結果の通知

(1) 確認結果は、令和7年8月25日付け郵送で申請者に通知する。

(2) 都合により、(1)の通知予定日を変更する場合は、その旨を申請者に連絡する。

5 一般競争入札参加資格等がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格等がないと認められた者は、公社に対してその理由の説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、書面により次のとおり受け付けるものとする。

ア 本書面は、4(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出するものとする。

イ 受け付け場所は、発注担当部（所）とする。

ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。

(3) 発注担当部（所）は説明を求められた者に対し、入札日の前日までに書面により回答するものとする。

6 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時及び場所は次のとおりとする。

ア 入札日時 令和7年9月11日 16時20分

イ 入札場所 松本市大字島立988-1

長野県住宅供給公社 松本事務所 3階会議室

(2) 開札は入札終了後、入札会場で行う。

(3) 留意事項

ア 一般競争入札参加資格等があることが確認された旨の通知書（4で通知した書面）の写しを、入札時に持参すること。

イ 工事（業務）費内訳書（表紙（代表者印を押印したもの）及び本工事（業務）費内訳書、工事明細表に単価、金額を記載）1部を入札時に提出すること。

ウ 代理人をして入札する場合は、委任状を入札時に提出すること。

7 設計図書等

- (1) 設計書（金抜き）、設計図面、仕様書、現場説明書、条件明示書、各種計算書等（以下「設計図書等」という。）は本公告に併せて受付終了日まで掲示する。
- (2) 設計図書等に対する質問がある場合には、質問書（様式4）により次のとおり受け付けるものとする。
 - ア 本書面は4の(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出することとする。
 - イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。
 - ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。
- (3) (2)の質問に対する回答は、入札参加資格者全員に知らせる。

8 入札の執行

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行うものとする。
- (2) 入札日において、本公告に示した入札に参加するものに必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。
- (3) この公告に示す入札日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (4) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を抜いて見積った総額に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 一度入札した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (6) 入札回数は、2回を限度とする。なお、第2回の入札で落札者がいない場合は、第2回の入札における最低入札金額の者と随意契約とするものとし、この場合の見積回数は2回を限度とする。
- (7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。
- (8) 入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、(7)のくじ引きの場合を除きいつでも、入札を辞退することができる。

9 低入札価格調査制度の適用

本入札においては、一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領による調査基準価格等を設定してない。

10 落札決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、公社が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によってはその者により当該工事の履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格以下をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

11 入札保証金

入札保証金を必要とする。

入札参加者は、入札執行前に見積もった契約希望金額（入札書に記載する金額（見積もった総額の110分の100に各相当する金額）ではないので注意すること。）の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の入札保証金を納付しなければならない。

なお、国債、地方債その他の公社が確実に認める担保の提供をもって、入札保証金の納付に代えることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、公社を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を、公社に提出して確認を得たとき。
 - (2) 入札参加者が過去2年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した、実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
- 2 入札保証金の全部又は一部の納付を免除された落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額（落札決定額の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた額））に相当する金額を徴収する。
 - 3 開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金等は、契約の締結後に還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。
 - 4 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、公社は、入札参加者から適法な請求書を受領したときはその日から14日以内に入札保証金を還付する。
 - 5 入札保証金等の納付は次のとおりとする。
 - (1) 現金による納付する場合は、公社が発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提出すること。
 - (2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書を提出すること。なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付すること。また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付すること。
 - 6 入札保証金には、利子を付さないものとする。

12 契約書（案）、及び入札心得並びに低入札価格調査制度事務処理要領の閲覧

公社は、契約書（案）及び別に定める「競争入札心得」（以下「入札心得」という。）並びに「一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領」を公社ホームページに掲示する。

13 契約の時期

本件契約については、10により落札者が決定した日の翌日から起算して7日以内（休日を含む。ただし、7日目日が休日の場合は休日明けまで。）に契約しなければならない。

14 支払条件等

支払い条件は次によるものとする。

- (1) 前払いは、行わない。
- (2) 部分払いは、次のとおりとする。

ア 50万円以上500万円未満	1回
イ 500万円以上1,000万円未満	2回
ウ 1,000万円以上3,000万円未満	3回
エ 3,000万円以上5,000万円未満	4回
オ 5,000万円以上1億円未満	5回
カ 1億円以上 契約金額から5,000万円を減じた額を5,000万円で除して得た数の整数部分に5を加えた回数	

15 契約保証金の納付

落札者は、契約と同時に競争入札心得第13条(A)の規定による保証を付さなければならない。ただし、当初の契約額が、100万円未満の業務については、競争入札心得第13条(A)第2項第1号の規定により契約保証金の納付を免除する。また、当初の設計金額が500万円未満の業務において、競争入札心得第13条(A)第2項第2号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

16 火災保険等付保の要否

- (1) 落札者は工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を火災保険等、建設工事保険その他保険（これに準ずるものを含む。）に付さなければならない。
- (2) (1)の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに公社に提示しなければならない。
- (3) 工事目的物及び工事材料等を(1)の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を公社に通知しなければならない。

17 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札した入札書
- (2) 虚偽の申請を行った者の入札した入札書
- (3) 参加資格等があると確認された者であって、確認後、指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止中である者等、2に掲げる要件を欠いた者の入札した入札書
- (4) 入札保証金の納付義務を履行していない者の入札した入札書
- (5) 同一人がした2通以上の入札書
- (6) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (7) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (8) 入札参加本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (9) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人（委任者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (11) 工事（業務）費内訳書の提出を求めた工事（業務）において、工事（業務）費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入などの不備がある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (12) 上記(1)から(11)に掲げるもののほか、現場説明（現場説明書）及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

18 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。
- (4) 本公告に係る「申請書」「資料」「工事（業務）費内訳書」「入札書」等は、日本語で記載しなければならない。
- (5) 本手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨に限る。
- (6) その他詳細については、発注担当部（所）に照会のこと。

一 般 競 争 参 加 資 格 等 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社
理 事 長 新田 恭士 様

申 請 者 住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名 印

(権限を有する営業所長等が提出
する場合は当該所長の氏名)

担 当 者 氏 名 印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記により公告のあった工事（業務）に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、一般競争参加資格等確認資料を添えて申請します。
なお、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に該当しない者であること、及び本申請に係る記載が真実と相違ないことを誓約します。

記

公 告 日	令和7年7月29日
工事（業務）名	令和 7 年度 松本市営住宅 浅間南団地ほか受水槽等清掃点検業務

施工実績（令和 5 年度、6 年度）

会社名： _____

項目 \ NO		1	2	3
工事（業務） 名称等	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	受注形態等 該当するものに○	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____％	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____％	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____％
備 考				

入札保証金納付の免除を希望する者は、過去 2 年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行した実績を有する者で、その実績について 2 件以上記載すること。

- ①「種類をほぼ同じくする」とは、入札公告による参加資格要件の業種又は、営業品目区分とする。
- ②「規模をほぼ同じくする」とは、契約額の概ね 70 %を下限に公社が認めた額として判断したもの。

※ 共同企業体の契約額については、構成比率による額を基準とする。

配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験

会社名：

項目・氏名				
最終学歴				
法令による免許				
工 事 等 の 経 験	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	従事役職			
	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	従事役職			
	工事（業務）名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事（委託）期間			
	従事役職			

質 問 書

提出日：令和 年 月 日

発注部（所）	長野県住宅供給公社 事業部 建築課	
公告日	令和7年7月29日	
工事（業務）名	令和7年度 松本市営住宅 浅間南団地ほか受水槽等清掃点検業務	
工事（業務）箇所	松本市	
質問書提出者	住 所	
	商号又は名称	
	電話・F A X	
	担当者所属・氏名	
質問内容		

回 答	
----------	--

業 務 委 託 特 記 仕 様 書

1. 委 託 名
令和7年度 松本市営住宅 浅間南団地ほか受水槽等清掃点検業務
2. 委 託 場 所
松本市
3. 委 託 概 要
受水槽・高架水槽の清掃及び点検。
4. 仕 様 書

(a) 設計図書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」最新版による。

(b) 設計図書のくい違い、不明箇所等は入札に先立ち所定の期間に質疑し、回答を受けるものとする。なお、入札後に生じた疑義については公社係員と協議し施工すること。

(c) すべての契約図書は、相互間に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、①現場説明書（補足訂正、質疑応答を含む）、②特記仕様書、③設計図書、④工事共通仕様書とする。

(d)工事の施工が原因で補償する契約不適合は受注者で負担すること。
5. 施工上の注意

(a) 受注者は、清掃作業現場に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律・第20号）第7条」に定める建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者を配置させ、同法に適合した指揮監督（清掃の実施作業中における事故及び建物・器物の損傷の防止に努める等）を行わなければならない。

(b) 清掃作業に際しては作業者の健康状態に注意し、罹病中の者を就業させてはならない。また、作業に必要な手袋、作業衣服、清掃作業用用具等は十分な消毒殺菌をおこなったものでなければ使用してはならない。

(c) 作業日程については、事前に現地の監理員及び管理人と協議のうえ作業計画書を作成し、公社係員の承認を得ること。また、清掃日7日前までに監理員、管理人及び入居者へ作業時間等必要事項の連絡を行い、断水時間及び作業後の赤水や臭気等の理解を徹底すること。

(d) 前項の作業日程について、清掃点検実施を妨げる事態等やむをえない事由が発生し、清掃点検実施計画書を変更しようとするときは、ただちに公社係員に連絡し、指示を受けるものとする。
6. 書類及び報告書

(a) 作業の実施にあたり、建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書の写し及び、技術者の資格証明書の写しを提出すること。

(b) 業務の完了後、業務結果報告書等を下記により、A4版にファイルして1部提出すること。

（1）提出書類

① 受水槽等清掃点検業務結果報告

② 写真

（2）提出方法

① 提出書類は、市販チューブファイル（A4）に綴り込む。

② 提出書類のうち①から②は、1つの受水槽ごとにまとめ団地及び棟名を記入したインデックスを付け、ファイルの表紙及び背表紙には工事名称を記すること。

(c) 写真は、業務名・撮影対象物・日付等を記入した撮影用黒板を写し込み、必要事項を記入のうえ工事用アルバム（A4版）に整理し、書類等と併せて提出する。なお、写真はカラーサービス版とし、撮影箇所、時期等は、下記による。

（1）外 部

受水槽1面×2（周辺草刈等の清掃前後の状況を含む。）

高置水槽1面

（2）内 部

受水槽及び高置水槽とも2面×2（清掃前後）

（3）その他

災害事故発生時適宜
7. 作 業 の 範 囲

(a) 清掃作業について

（1） 槽内の清掃を行う前に外部周辺の清掃を行うこと。また、受水槽柵内の草刈り（処分共）を同時に行うこと。

（2） 受水槽・高架水槽の内部の清掃は、槽内の沈殿物質・浮遊物質、壁面等の付着物質等の除去を行うこと。また、受水槽に設置してある揚水ポンプのフート弁の清掃、異物進入防止措置の点検も併せて行い、破損している場合は直ちに公社係員に連絡し指示を受けること。なお、除去した沈殿物等は産業廃棄物の処理手続きにより処分を行うこと。

- （3） 槽内の清掃終了後、消毒を行うこと。消毒は有効塩素50ppm～100ppmの次亜塩素酸ナトリウム液を用い、コンプレッサーで2回壁面等へ吹付けること。消毒の間隔は1回目の消毒後30分間放置後、2回目の消毒を行うこと。
- （4） 消毒終了後、受水槽・高架水槽へ給水を行い、次亜塩素酸ナトリウムを注入し、飲料水とし完全に使用できる状態とすること。なお、槽内の残留塩素を測定し遊離残留塩素0.2PPM（総合残留塩素1.5PPM以内）とすること。
- （b） 点検作業について

（1） 機器類の点検については以下の内容について行い、点検項目は「受水槽等清掃点検業務結果報告書」によること。

① 高架水槽の外観点検

② 受水槽の外観点検

（2） 点検時に不備な箇所あるいは異常な部分を発見した場合は、直ちに公社係員に報告を行い指示を受けること。
8. そ の 他

(a) 施設の施錠が不備なものは公社係員に報告を行い指示を受けること。

(b) 清掃時の放流水分の水道料金は、清掃費に含む。なお水道管理者又は各団地の水道料金徴収者へ支払ったものについては領収書の写しを公社へ提出すること。

受水槽等清掃点検業務結果報告書

令和 年 月 日
長野県住宅供給公社
理事長 様
作業監督者 ㊟

●設備等の概要

実 施 年 月 日	平成 年 月 日	天候
団 地 名	団 地 名 称	
	棟 名	
	場 所	
受 水 槽	構 造	F R P 地上型
	容 量	m ³
	設 置 場 所	屋外
	設置年月日	平成 年 月 日
高 置 水 槽	構 造	F R P 地上型
	容 量	m ³
	設 置 場 所	屋外
	設置年月日	平成 年 月 日
ポ ン プ	名 称	
	台 数	
	能 力	φ m ³ /min kw
F M バ ル ブ	口 径	φ mm
ポ ー ル タ ッ プ	口 径	φ mm

●消毒

薬 品 名	次亜塩素酸ナトリウム	
希 釈 方 法	% × 倍	
消 毒 濃 度	ppm	
遊離残留塩素濃度	清 掃 前	ppm
	清 掃 後	ppm

●水質検査

色 度	度以下
濁 度	度以下
味	
臭 気	

●安全点検

点 検 項 目	受 水 槽	高置水槽	状 況
ヘルメット・安全帯を着用しているか			
槽内の酸素濃度は19％以上あるか			

●水槽点検

点 検 項 目	受 水 槽	高置水槽	状 況
点検・清掃が容易で衛生的な場所か			
排水槽等の影響			
受水口と揚水口の位置			
吐水口空間の確保			
排水口空間の確保			
外部より汚染されるような開口部			
オーバーフロー管の防虫網			
通気管の防虫網			
槽内・槽直上部に給水管以外の配管			
クロスコネクション			
槽周辺部の有害物と状況			
ポンプ室等の清掃整備			
内部支柱の状態			
電極棒・保持器の機能、状態			
ボールタップの機能、状態			
滴減水警報装置の状態			
槽内汚水沈殿物の状況			
槽外部の汚染・破壊状況			
槽内梯子の状態			
6面点検できるか			
架台の状態			
マンホールの状況			

●特記事項

受水槽等リスト

団地名	棟名	所在地	受水槽				ポンプ	高置水槽		
			容量（m ³ ）	基数	槽数	材質		容量（m ³ ）	基数	材質
浅間南	A	浅間温泉 1－8	15	1		SUS		－	－	－
	B									
	C		19	1		SUS		－	－	－
	D									
元 町	A	元町 3－2	8	1		SUS		－	－	－
元町上	A	元町 3－6	16 （8×2槽）	1		FRP		－	－	－
	B									
	C	元町 3－7								
	D									
埋 橋		埋橋 1－9 R7改修予定	8	1		FRP		6	1	FRP
小 宮	C	島内 8 9 5－1	20 （10×2槽）	1		FRP		－	－	－
	D									
	E									
	F									
	G		15 （7.5×2槽）	1		FRP		－	－	－
	H									
	I									
島 内	A	島内 4 1 8 0－	4	1		FRP		－	－	－
	B		4	1		FRP		－	－	－
	C		4	1		FRP		－	－	－
	D		4	1		FRP				
南松本	A	南松本 1－5	5	1		FRP		－	－	－
	B		5	1		FRP		－	－	－
	C		5	1		FRP		－	－	－
	D		5	1		FRP		－	－	－
	E	南松本 2－1 2	18 （9×2槽）	1		FRP		－	－	－
	F	南松本 2－1 4	21 （10.5×2槽）	1		FRP		－	－	－
	G									
南松本東		南松本 1－1 2	8	1		SUS		－	－	－
南松本南	A	芳野 1 3	8	1		FRP		6	1	FRP
	B		11.5	1		SUS		－	－	－
	C		8	1		FRP		5	1	FRP
南松本西		南松本 2－2－2	5	1		FRP		－	－	－
出 川	A	出川町 2 1	18	1		SUS		－	－	－
	B									
石 芝	A	石芝 3－1 5	7	1		SUS		－	－	－
	B		9	1		SUS		－	－	－
	C		7	1		SUS		－	－	－
	D		7	1		SUS		－	－	－
	E		15	1		SUS		－	－	－
野 溝	D	芳川野溝 1 1 8 4－	7	1		SUS		－	－	－
	E		7	1		SUS		－	－	－
	F		7	1		SUS		－	－	－
	G		7	1		SUS		－	－	－
二 子		笹賀 7 4 4 5	5	1		SUS		－	－	－

団地名	棟名	所在地	受水槽				ポンプ	高置水槽		
			容量 (m ³)	基数	槽数	材質		容量 (m ³)	基数	材質
竹 淵	A	寿北 8－2 2	5	1		FRP		－	－	－
	B		5	1		FRP		－	－	－
	C		5	1		FRP		－	－	－
	D		15	1		SUS		－	－	－
	E									
	F									
	G		13	1		SUS		－	－	－
豊 丘	A	寿北 7－2 3	56 (28×2槽)	1		FRP		－	－	－
	B		40 (20×2槽)	1		FRP		－	－	－
	C									
	D									
寿田町	A	寿北 7－6	4	1		FRP		－	－	－
	B		4	1		FRP		－	－	－
	C		4	1		FRP		－	－	－
	D		4	1		FRP		－	－	－
	E		5	1		FRP		－	－	－
	F		4	1		FRP		－	－	－
	G		4	1		FRP		－	－	－
	H		4	1		FRP		－	－	－
	I		4	1		FRP		－	－	－
	J		5	1		FRP		－	－	－
	K		5	1		FRP		－	－	－
	L		4	1		FRP		－	－	－
	M		4	1		FRP		－	－	－
	N		4	1		FRP		－	－	－
	O		5	1		FRP		－	－	－
	P		5	1		SUS		－	－	－
	Q		7	1		SUS		－	－	－
寿	C	寿台 3 丁目	6	1		SUS		－	－	－
	D		5	1		SUS		－	－	－
	E		7	1		SUS		－	－	－
	F		4	1		FRP		－	－	－
	G		7	1		SUS		－	－	－
	A－1		18 (9×2槽)	1		FRP		－	－	－
	A－2		18.8 (9.4×2槽)	1		FRP		－	－	－
	A－3									
	A－4		18 (9×2槽)	1		FRP		－	－	－
上 土		大手 4－4－1	15 (7.5×2槽)	1		FRP		－	－	－
再開発		大手 1－4－3	6	1		FRP		3	1	FRP
大 手		大手 3－8－1	4.5	1		FRP		－	－	－
松本駅北		中央 1－1－1	16 (8×2槽)	1		FRP		－	－	－
大野田	A	安曇 1 2 6－2	5	1		FRP		－	－	－
	B		5	1		FRP		－	－	－

参考数量

令和7年度 松本市営住宅
浅間南団地ほか 受水槽等清掃点検業務 内訳明細書

長野県住宅供給公社

1. 業 務 名 令和7年度 松本市営住宅
 浅間南団地ほか 受水槽等清掃点検業務

2. 業 務 箇 所 松本市

金 額 _____ 円

消 費 税 _____ 円

総 計 _____ 円

令和7年度 松本市営住宅 浅間南団地ほか受水槽等清掃点検業務

No.	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	総 括 表						
1	浅間南団地		1.0	式			
2	元町団地		1.0	式			
3	元町上団地		1.0	式			
4	埋橋団地(R7改修予定)		1.0	式			
5	小宮団地		1.0	式			
6	島内団地		1.0	式			
7	南松本団地		1.0	式			
8	南松本東団地		1.0	式			
9	南松本南団地		1.0	式			
10	南松本西団地		1.0	式			
11	出川団地		1.0	式			
12	石芝団地		1.0	式			
13	野溝団地		1.0	式			
14	二子団地		1.0	式			
15	竹湊団地		1.0	式			
16	豊丘団地		1.0	式			
17	寿田町団地		1.0	式			
18	寿団地		1.0	式			
19	上土団地		1.0	式			
20	再開発団地		1.0	式			
21	大手団地		1.0	式			
22	松本駅北団地		1.0	式			
23	大野田団地		1.0	式			
	小 計						

令和7年度 松本市営住宅 浅間南団地ほか受水槽等清掃点検業務

[illegible]

令和7年度 松本市営住宅 浅間南団地ほか受水槽等清掃点検業務

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	内 訳 明 細 書						
1	浅間南団地						
	受水槽清掃	SUS製 15.0m ³	1.0	基			
	〃	SUS製 19.0m ³	1.0	基			
	点検	水槽類	2.0	基			
	1 計						
2	元町団地						
	受水槽清掃	SUS製 8.0m ³	1.0	基			
	点検	水槽類	1.0	基			
	2 計						
3	元町上団地						
	受水槽清掃	FRP製 16.0m ³ (8×2槽)	1.0	基			
	点検	水槽類	1.0	基			
	3 計						
4	埋橋団地(R7改修予定)						
	受水槽清掃	FRP製 8.0m ³	0.0	基			
	高置水槽清掃	FRP製 6.0m ³	0.0	基			
	点検	水槽類	0.0	基			
	4 計						
5	小宮団地						
	受水槽清掃	FRP製 15.0m ³ (7.5×2槽)	1.0	基			
	〃	FRP製 20.0m ³ (10×2槽)	1.0	基			
	点検	水槽類	2.0	基			
	5 計						
6	島内団地						

令和7年度 松本市営住宅 浅間南団地ほか受水槽等清掃点検業務

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	受水槽清掃	FRP製 4.0m ³	4.0	基			
	点検	水槽類	4.0	基			
	6 計						
7	南松本団地						
	受水槽清掃	FRP製 5.0m ³	4.0	基			
	〃	FRP製 18.0m ³ (9×2槽)	1.0	基			
	〃	FRP製 21.0m ³ (10.5×2槽)	1.0	基			
	点検	水槽類	6.0	基			
	7 計						
8	南松本東団地						
	受水槽清掃	SUS製 8.0m ³	1.0	基			
	点検	水槽類	1.0	基			
	8 計						
9	南松本南団地						
	受水槽清掃	FRP製 8.0m ³	2.0	基			
	〃	SUS製 11.5m ³	1.0	基			
	高置水槽清掃	FRP製 5.0m ³	1.0	基			
	〃	FRP製 6.0m ³	1.0	基			
	点検	水槽類	5.0	基			
	9 計						
10	南松本西団地						
	受水槽清掃	FRP製 5.0m ³	1.0	基			
	点検	水槽類	1.0	基			
	10 計						
11	出川団地						

令和7年度 松本市営住宅 浅間南団地ほか受水槽等清掃点検業務

No.	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	受水槽清掃	SUS製 18.0m ³	1.0	基			
	点検	水槽類	1.0	基			
	11 計						
12	石芝団地						
	受水槽清掃	SUS製 7.0m ³	3.0	基			
	〃	SUS製 9.0m ³	1.0	基			
	〃	SUS製 15.0m ³	1.0	基			
	点検	水槽類	5.0	基			
	12 計						
13	野溝団地						
	受水槽清掃	SUS製 7.0m ³	4.0	基			
	点検	水槽類	4.0	基			
	13 計						
14	二子団地						
	受水槽清掃	SUS製 5.0m ³	1.0	基			
	点検	水槽類	1.0	基			
	14 計						
15	竹渕団地						
	受水槽清掃	FRP製 5.0m ³	3.0	基			
	〃	SUS製 13.0m ³	1.0	基			
	〃	SUS製 15.0m ³	1.0	基			
	点検	水槽類	5.0	基			
	15 計						
16	豊丘団地						
	受水槽清掃	FRP製 56.0m ³ (28×2槽)	1.0	基			

令和7年度 松本市営住宅 浅間南団地ほか受水槽等清掃点検業務

No.	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	〃	FRP製 40.0m ³ (20×2槽)	1.0	基			
	点検	水槽類	2.0	基			
	16 計						
17	寿田町団地						
	受水槽清掃	FRP製 4.0m ³	11.0	基			
	〃	FRP製 5.0m ³	4.0	基			
	〃	SUS製 5.0m ³	1.0	基			
	〃	SUS製 7.0m ³	1.0	基			
	点検	水槽類	17.0	基			
	17 計						
18	寿団地						
	受水槽清掃	FRP製 4.0m ³	1.0	基			
	〃	SUS製 5.0m ³	1.0	基			
	〃	SUS製 6.0m ³	1.0	基			
	〃	SUS製 7.0m ³	2.0	基			
	〃	FRP製 18.0m ³ (9×2槽)	2.0	基			
	〃	FRP製 18.8m ³ (9.4×2槽)	1.0	基			
	点検	水槽類	8.0	基			
	18 計						
19	上土団地						
	受水槽清掃	FRP製 15.0m ³ (7.5×2槽)	1.0	基			
	点検	水槽類	1.0	基			
	19 計						
20	再開発団地						
	受水槽清掃	FRP製 6.0m ³	1.0	基			
	高置水槽清掃	FRP製 3.0m ³	1.0	〃			

令和7年度 松本市営住宅 浅間南団地ほか受水槽等清掃点検業務

[illegible]